

国民年金保険料収納事業に係るモデル事業の実施について（案）

平成 25 年 8 月

日本年金機構

1 国民年金保険料収納事業について

国民年金保険料収納事業は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、国民年金保険料が未納となっている方に対して、電話や文書、戸別訪問等による納付督促や保険料収納業務等を包括的に民間委託して民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、保険料収納の向上を図ることを目的として、実施している。

当事業は、平成 17 年 10 月から 5 か所の社会保険事務所を対象に「市場化テストモデル事業」として実施され、現在、全 312 年金事務所において実施している。契約期間は年金事務所ごとに異なっており、平成 26 年 10 月に 116 年金事務所、平成 27 年 5 月に 196 年金事務所の契約更改を予定している。

2 モデル事業の必要性

平成 25 年 2 月に社会保障・税一体改革担当大臣の下に「年金保険料の徴収強化等のための検討チーム」（以下「検討チーム」という。）が設けられ、年金保険料の徴収体制の強化や国民年金保険料の納付率向上等について幅広い議論が行われてきた。

検討チームにおける議論において、国民年金保険料の徴収については、納付率の向上が一番の課題であり、徴収の基本的考え方を見直すことを検討するとともに、国民の年金制度に対する信頼の回復や保険料を納めやすい環境の整備も含め、納付率向上のためにあらゆる手段を講じるという方針で様々な具体策を検討すべきとしている。

市場化テスト事業については、納付督促の頻度や、納付督促の中でも効果が高い戸別訪問の件数を増加させるなど、契約内容の見直しを検討するために、まずは一部の業者に対し試行的に実施するなど、見直しの効果を確認しつつ改善していくべきであると指摘されている。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 10 月開始事業の入札に向けて、一部の年金事務所において、モデル的に納付督促の頻度及び戸別訪問員の配置を見直して事業に取り組み、その実施結果及び効果を検証（以下「モデル事業」という。）した上で、納付率改善に結び付く適切な督促方法を国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に反映させることとしたい。

3 モデル事業の実施方法

- ① 実施要項「8.(3)(ク)委託内容の変更」に基づき、原契約の内容を変更して実施する。
- ② 契約変更に当たっては、達成目標や最低水準の変更は行わない。
- ③ モデル事業期間終了後、効果測定を実施し、平成26年10月開始事業の実施要項に反映させる。

4 モデル事業の概要

① 納付督促頻度の見直し

督促頻度を高め、特に、初期及び短期未納者に対する電話での接触機会を増やすことにより、長期未納者の増加を防止し、効果的な納付に結び付ける。

通常	モデル事業
滞納者のすべてに対して、少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行う。	滞納者のすべてに対して、少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行う。 加えて、 <u>電話督促については、毎月の頻度で行う。</u>

② 実施体制の強化

戸別訪問による納付督促の強化を図るため、特に、電話番号未収録者や長期未納者及び納付拒否者に対する面談回数を増やすことで、制度の理解を促進し、免除獲得や自主的納付に結び付ける。

なお、より効果の高い配置数を検討するため、配置条件を2パターンとし、通常と合わせて、3パターンによる効果測定を行う。

通常	モデル事業
戸別訪問員必須配置数を滞納者 1.5 万人に1名とする。	戸別訪問員必須配置数を滞納者 <u>1.0 万人に1名又は0.5 万人に1名とする。</u>

③ 実施事務所

納付率が低く、特に改善を要する下記⑤の10年金事務所で実施する。

なお、選定基準は次の通り。

- ・1ブロックに対して、1年金事務所とする。

なお、滞納者数が多く、また納付率が低い「南関東ブロック」及び「近畿ブロック」については、2年金事務所とする。

- ・1民間事業者に対して、原則2年金事務所とする。ただし、地域バランス、受託規模に応じて、キャリアリンク株式会社は1年金事務所、日立トリプル

ウィン株式会社は3年金事務所とする。

なお、株式会社アイヴィジットは、日本年金機構の調達において競争参加資格停止中のため、モデル事業の実施対象としない。

- ・戸別訪問員必須配置数は、民間事業者ごとに、滞納者数が最も多い年金事務所を「滞納者0.5万人に1名」、それ以外の年金事務所を「滞納者1.0万人に1名」とする。

ただし、キャリアリンク株式会社は、1年金事務所しか実施しないため、配置基準は「滞納者0.5万人に1名」とする。また、日立トリプルウィン株式会社は、3年金事務所を実施するが、「米子年金事務所」においては、既に「滞納者1.0万人に1名」レベルで戸別訪問員を配置しており、小規模事務所でもあることから、モデル事業の効果検証を図るため、配置基準は「滞納者0.5万人に1名」とする。

④ 実施時期

平成25年10月1日から平成26年3月31日まで（6か月間）

⑤ 必要経費（予定）

官民競争入札等監理委員会での議了後、民間事業者との交渉において、以下の「必要経費（税込）」金額を上限として決するものとする。なお、交渉の結果、合意に達しない場合、当該地区におけるモデル事業は実施しない。

契約地区	事務所	必要経費（税込）	受託事業者
東北②	仙台北	19,519千円	日立トリプルウィン(株)
北関東・信越①	土浦	54,033千円	ICR(※)
南関東①	松戸	72,227千円	(株)バックグループ
南関東②	足立	31,971千円	日立トリプルウィン(株)
中部②	沼津	18,289千円	ICR(※)
近畿③	東大阪	43,702千円	(株)オリエンコーポレーション
近畿③	平野	25,906千円	
中国①	米子	9,589千円	日立トリプルウィン(株)
四国	高松西	15,653千円	(株)バックグループ
九州②	大分	20,626千円	キャリアリンク(株)
計	—	311,515千円	—

※ICRは、アイ・シー・アールバックグループ・シー・ヴィー共同企業体の略称である。

○ 必要経費（税込）の基本的な算出方法

必要経費 = 【電話督促】 + 【戸別訪問】 + 【管理費】

落札額の内訳から、電話督促分、戸別訪問督促分、管理費分を割り戻し、以下の計算式に基づいて、それぞれの経費を算出し、合算する。

【電話督促】

$$\text{所要経費} = \text{対象事務所別落札価格}(\text{※}) \times \text{拡大する業務量倍数}(\text{※※}) \\ \div \text{契約期間} \times 6 \text{月} \times 1.05(\text{消費税})$$

※対象事務所別落札価格＝対象事務所の滞納者数÷地区内の全滞納者数

※※拡大する業務量倍数＝2倍（8回/年（増量分：12回－4回）

÷4回/年（現業務量）

【戸別訪問】

$$\text{所要経費} = 1 \text{人当たりの落札価格}(\text{※}) \times \text{事務所別拡大後の訪問員数}(\text{※※}) \\ \div \text{契約期間} \times 6 \text{月} \times 1.05(\text{消費税})$$

※1人当たりの落札価格＝落札価格÷地区内の全戸別訪問員必須配置数

※※事務所別拡大後の訪問員数＝事務所別拡大後の必須配置人数－

事務所別拡大前の必須配置人数

【管理費】

所要経費＝電話督促の算出方法と同様である。

⑥ 変更契約の額（予定）

変更後の契約金額は原契約額に上記⑤を追加した金額とする。

契約地区	事務所	変更前（税込）	変更後（税込）
東北②	仙台北	747,928,650円	767,447,650円
北関東・信越①	土浦	702,777,600円	756,810,600円
南関東①	松戸	925,753,872円	997,980,872円
南関東②	足立	1,249,500,000円	1,281,471,000円
中部②	沼津	715,932,000円	734,221,000円
近畿③	東大阪	733,117,158円	802,725,158円
近畿③	平野		
中国①	米子	408,441,600円	418,030,600円
四国	高松西	478,375,442円	494,028,442円
九州②	大分	731,684,054円	752,310,054円
計	—	6,693,510,376円	7,005,025,376円

5 効果測定

市場化テスト事業で実施している以下の調査項目を対象項目とし、特に、現年度納付率や免除獲得件数に着眼した上で、上記4②のパターン別や前年同月比及び同規模年金事務所等との比較により、納付督促の頻度、戸別訪問員の配置数等について効果検証を行う。

- (ア) 国民年金保険料の納付月数、納付率(現年度納付率)、免除等承認件数(免除等獲得件数)
- (イ) 納付督促及び免除等申請手続勧奨の実施手法別の実施件数
- (ウ) 全滞納者への督促の実施状況
- (エ) 納付督促及び免除等手続勧奨の実施手法別の効果(接触率等)
- (オ) 事業の運営に要した費用

6 官民競争入札等監理委員会議了後のスケジュール

平成 25 年 9 月	民間事業者との交渉
9 月中旬	変更契約の締結
10 月 1 日	モデル事業開始(～平成 26 年 3 月 31 日)
11 月～	モデル事業データ分析
平成 26 年 2 月	平成 26 年 10 月契約更改の市場化テスト実施要項の審議 (官民競争入札等監理委員会)